

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

平成 15 年 11 月 8 日

八 戸 市

司 会： お待たせ致しました。

ご案内のお時間となりましたので、ただ今から第 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会をはじめさせていただきます。

報道機関の皆様、そして傍聴されている皆様方には、会議が円滑に進みますよう、どうぞご協力をお願い申し上げます。

会議に入ります前に、本日皆様のお手元に配布させていただいております資料について確認させていただきます。

本日の次第、その裏に本日出席者の皆様の名簿、本日の会場の席図が 1 セットになったものがございます。ただ今、次第についてご説明致しましたが、その次第の下に記載してありますが、お手元にはその他の資料として、資料の右肩の上に資料ナンバーを付してございます。

まず資料 1 - 1、それから資料 1 - 2、資料 2 - 1 これには別添の資料として、別添資料 1、2、3、3 種類添付しております。資料 2 - 2、これにも別添の資料を付させていただいております。それから資料 2 - 3、資料 2 - 4、資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 4。

以上が本日本配布させていただきました資料でございます。過不足の資料がございましたら、事務局までお知らせ下さるよう、お願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして、蝦名青森県副知事よりご挨拶を申し上げます。

蝦名副知事： 青森県副知事の蝦名でございます。第 1 回原状回復対策推進協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、土曜日の大変ご多忙のところ、遠路皆様にご参集を賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、青森・岩手県県境不法投棄事案につきましては、平成 11 年の両県警の強制捜査により事件が発覚以来、現場の実態確認把握を行い、平成 14 年度には現場を一体として捉えた対策を推進するため、両県合同の検討委員会及び技術部会を設置して、各種対策の検討を行ってきたところでございます。

その間、国においては本事案を契機に、原状回復に要する費用に対する財政支援の特例措置を講ずる「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特措法」を制定するなど、全国的にも極めて大きい関心を寄せられている事案であることは、皆様ご承知のとおりでございます。

現場は、県内を貫流する一級河川の馬淵川水系の上流部に位置し、万が一現

場から汚染が拡散すれば、流域の水質土壌におよび、ひいては健全な水循環を乱すこととなるため、原状回復を進めるにあたっては、まず現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また本県の基幹産業である農林水産業に利用されている、馬淵川水系の健全な保全を目標とした対策を講じ、一日も早く流域の方々の生活や農林水産業にかかる環境を安全・安心なものにしたいとの三村知事の強い思いのもとに、本県では「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする」原状回復方針を決定したところです。

現在、本県の原状回復方針に基づき、かつ特別措置法に基づき、去る 10 月 3 日に示された国の基本方針に即して、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画を作成しているところです。この対策を効果的かつ早急に実施するためには、地域住民の皆様や専門的な立場からの評価・検討等が不可欠であることから、積極的な情報公開を行うとともに、地元との協調による対策推進が必要であるとの認識のもとに、この県境不法投棄現場原状回復推進協議会を設置したものでございます。

本協議会で集約された検討結果については、県として最大限尊重すべきものと認識しているところであり、今後 10 年間の長期間にわたって実施する原状回復対策等を進めるにあたって、極めて重要な組織であると考えております。

本日、実施計画の内容等についてご説明申し上げ、ご検討いただきたいと考えておりますが、一日も早い対策の実施にむけて、忌憚のないご意見、ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

司 会： つづきまして、本日ご出席の委員の方々をご紹介致します。

本日は五十音順にご着席をいただいておりますので、ご了承を賜わりたいと存じます。そのお席の順に従いまして、私の方から紹介させていただきます。

宇藤委員でございます。

小原委員でございます。

椛本委員でございます。

熊谷委員でございます。

工藤委員でございます。

中村委員でございます。

西垣委員でございます。

長谷川委員でございます。

畠山委員でございます。

福土委員でございます。

古市委員でございます。

松橋委員でございます。

柳田委員でございます。

次に県側の出席者を紹介致します。

先ほどご挨拶を申し上げましたが、改めてご紹介致します。

蝦名青森県副知事でございます。

以下、県の県境再生対策室の職員でございます。

九戸報道監です。

山田総括副参事でございます。

近藤副参事です。

八島副参事です。

山田副参事です。

大日向副参事です。

私は本日の司会進行の副参事の五十洲と申します。よろしくお願い致します。

なお、本日出席の予定でございましたが、県境再生対策室長の三浦が急きょ体調を崩しまして、本日欠席となりましたことをお詫び申し上げます。ご報告申し上げます。

それでは会議に入りますが、会議の進行につきましては、本協議会設置要領第4第4項によりまして、会長が議長となることになっております。しかしながら、本日第1回目の開催でございますので、会長が選任させておりません。従いまして、本協議会設置要領第4の規定によりまして、会長は委員の皆様方の互選によると規定されております。従いまして、皆様方の互選ということで何方かご推薦をいただければ有り難いのですが。如何でしょうか。

西垣委員、お願い致します。

西垣委員：(マイクが遠く、声が届いていません。)

司 会： ただ今、西垣委員から「古市委員を会長に」というご推薦がございましたが、委員の皆様方、如何でしょうか。

ありがとうございます。「異議なし」というお声でございますので、委員の皆様方のご了解が得られました。古市委員に協議会会長をお願いしたいと思います。

古市委員、どうぞお引き受けをよろしくお願い致します。

それでは以後の議事進行につきましては、本協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、古市会長をお願いをしたいと思います。申し訳ありませんが、どうぞ会長席の方にお移りいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

古市会長： ただ今ご指名にあずかりました、北海道大学の古市でございます。

誠にせん越ではございますが、前会の合同検討委員会および技術部会で報告書を作成した経緯がございまして、最後まで責任をもってやり遂げよという意味だと解しまして、また頑張らせていただきたいと思います。

この委員会を始めるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

合同検討委員会では、技術部会報告というものを技術的な観点から出ささせていただきました。その中で、勿論、東側、西側、汚染現場は一つではありませんが、地域特性等がございまして、東側、西側、それぞれに対しての技術的な観点からの修復対策案を提示させていただきました。その中で一番大事なことは何かと申し上げますと、その表現なのですが、そこに書いてありますのが、今日の資料にもございますように、特に地域住民との信頼関係の構築を図るという部分が最初に書かれております。ですから、地域住民の方の信頼を得る、回復というと信頼関係が無いような感じになってしまいますが、信頼を共にすると。この協議会が地域住民の方、それから県民、それから国民、県、国、場合によりましたら事業者、そういう方々が連携して、この問題に一丸となってあたっていかねばならないと考えます。

今、世の中、循環型社会ということで、それを構築するためには、国民・事業者・国・地方自治体のパートナーシップが一番重要であると言われております。そういう意味では、この協議会は地域住民の方、県民の方、それから学識経験者の方、それから行政の方が参加されておられます。そういう状況下で、敢えて対立構造を持ち込む必要はないのではないかと。思いは一つである。この県境の不法投棄問題を解決する、そういう思いは一つだと思うのです。そういう意味で、協力してそれぞれの責任を自覚し、それなりの義務を果たしていく。

これは、ある意味では今までのツケ、20年にわたる不法投棄に対するツケを県だけでなく、県民も、場合によっては報道関係も、全ての関係者がそれなりの責務を自覚しながら、また、それに対して県費、国の税金というものを投入するということの事実を真摯に受け止めて、真剣に最善の策を考えていかねばならないと私は思いますので、是非、委員の皆様方もご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

今日は時間があまりありませんので、2時間弱で今日の議題は一杯あります。要領良く進めて参りたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い致します。

座って進めさせていただきます。

早速ですが、次第に従いまして会議を進めていきたいと思っております。

まず最初に、会長ということで私がご指名いただいたのですが、副会長を選任するというのが設置要領にございます。私が考えますには、今申し上げまし

たように、本協議会というのは所掌する範囲が非常に広くあります。私はどちらかといいますと技術面でのお話が得意なものですから、社会的な側面でのサポートをしていただける方ということで、委員の中に青森公立大学教授の佐々木委員がおられますので、是非佐々木委員にお引き受けいただきたいと考えております。ただ、今日ご欠席されておりますので、後ほど私からお願いをして、了解を得たいと思っております。皆様よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、まず最初に今日の議題に従いまして、2番目の協議会の役割・位置付け等について、事務局からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願い致します。

九戸報道監： 報道監の九戸でございます。それでは座って説明をさせていただきます。

資料1 - 1をご覧いただきたいと思えます。

原状回復対策推進協議会の役割・位置付け等について。

本協議会の役割でございます。

(1) 原状回復対策等を効果的、かつ早急に実施するために必要な評価・検討。例えば、対策内容の詳細に関わりませず地元の意見聴取や、対策方法の評価・検討などの結果を意見集約致しまして、知事に対して提言する役割を担っております。

また、県の原状回復方針に基づいて実施致します、各種対策および実施状況に係る情報公開も行っております。

この委員会が検討致します項目です。

- 1、仮設浄化プラント、表面遮水工について。
- 2、水処理施設、汚染拡散防止壁工法について。
- 3、不法投棄廃棄物の処理方法について。
- 4、工事関係及び廃棄物運搬車両の運行ルート並びに安全対策について。

申し訳ありませんが、そこに(5)環境モニタリングについて、というふうに追加をしていただければと思えます。その後、番号を送りまして、

- 6、風評被害対策について。
- 7、対策終了後の環境再生方策について。
- 8、その他必要な項目。

となっております。

協議会の位置付けでございます。知事が8月20日に青森県の原状回復方針を発表致しました。これを受けまして原状回復対策実施計画等を作成致しましたが、これに盛り込まれたもの、またその他必要な項目につきまして、協議会の提言を尊重した対策方針をとることになります。

まず、原状回復対策等の事業につきまして説明を致します。例えば、対策工法を提示、調査結果を報告、スケジュール、進捗状況の報告等を協議会に説明を致しまして、これについての工法の評価、あるいは調査結果の解析、そして地元住民の意見聴取を踏まえまして、対策等に盛り込まれていく、提言していくという形をとります。この協議会を開きますことによって、情報公開をするという役目も担っております。

本協議会の開催スケジュールは、今後の対策に関わります情報提供、そして評価検討の意見交換のために、2ヵ月に1回程度を目途に今後開催していきたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。今、事務局から本協議会の役割・位置付けについてご説明がありました。特に、役割の部分では、知事に対して提言するという事で、ある意味で諮問機関、答申という、その様なものと同様の位置付けをされていると。

2番目として、情報公開を行うということが謳っております。

この協議会の冒頭にあたり、蝦名副知事が参加して頂けているということは、やはりこの協議会にかける意気込みが違ってきているんだろうなというふうに考えます。知事に対して提言するという形で、ここで議論した内容が生かされると。それは地方自治体における制度の枠内というのは勿論ですが、先ほど蝦名副知事からもありましたように、最大限尊重するというお言葉を頂戴致しましたものですから、ここでしっかり議論して、その内容を生かしていきたいと思えます。

検討項目の部分ですが、5番目に環境モニタリングについてという、これは設置要綱の中にもその様なことが書いてありますが、これは単なるケアレスミスでございますので、追加していただけますでしょうか。

3番目は全体の位置付けを分かり易く図化していただいたものでございます。

4番目が皆様には大変なのですが、2ヵ月に1回の頻度でということで、なかなか大変ではありますが、その様なスケジュールが提案されております。

全般につきまして、何かご意見とか、コメントとかございますでしょうか。

一番最初の委員会の役割とか、権限・位置付けですね。これは非常に重要な部分だろうと思うのです。ですから、このへんはしっかり認識し、理解していただいた方が良くと思いますので、何方かご意見ございませんでしょうか。

小原委員、如何でしょうか。

福土委員、如何ですか。

中村委員、如何でしょうか。

中村委員： ただ今、会長から副知事の挨拶の中に、「最大限尊重する」ということが言われたと言いました。私も最大限尊重されるならばなと思っております。ややもすれば、意見は意見、提言は提言、その様に終わってしまうという、なかなか理解、了解というのは得難いものだなと。色々な経緯を辿りながらそんなことを考えておりましたから、最大限尊重してもらおうというのであれば私も結構だと思えます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

西垣委員、如何ですか。（西垣委員：別にございません。）

ありがとうございました。

では、委員の皆様にはこのスタンスでやっていくことに対して同意を得られましたので、この役割・位置付けということで進めていきたいと思えます。

次の議題、3番目の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書（案）について。これを提出することになっておりますので、これは、位置付けなりスケジュールなりを含めて、事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。これはかなり資料が沢山ございますね。ですから資料全般の位置付けをしていただいて、それから話していただいた方が、皆さんは聞く準備が出来ると思えますので、よろしく願います。

九戸報道監： それではご説明させていただきます。委員の方、何名かの方には事前にご説明をさせていただいております。資料2-1は計画案として国にお出しする予定の本版のものでございます。上が実施計画書案、そしてそれに付随致します、関係図表です。技術部会の報告書が別添資料2としてついております。

それから青森・岩手県境不法投棄に係る経緯等というのが別添資料3として、これまでの歴史が全部書いてあります。

本日はこの分量です。大変長くなりますので、概要版を付してあります。概要版は資料2-2になっております。今日はこれで少しはしりながらですが、説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、目次をご覧くださいと、これまでの経緯、行政処分、概要が書いてあります。また、所在地、廃棄物の種類、汚染土壌の量等が記載されております。

3と致しましては、支障の除去の方法。汚染拡散防止対策と除去の方法を記してございます。

4には、原因者に対する責任の追及を載せております。

5は、これまで県が行って参りました措置、今後行おうとする措置の内容を

載せております。

6と致しまして、こういうふうな事案をまた繰り返さないための再発防止策というものを載せさせていただきます。

最後の7番目には、今後事業を実施していきます上で、配慮すべき事項というものを載せさせていただきます。

多分に長くなるかと思えます。また出来れば、技術的な所を少しあつくやりたいと思えますので、はしょって説明することをお許し下さい。

1ページ目は概要、経緯、行政処分、現場の状況等を載せております。

2ページ目の4、副知事からの挨拶にもございました、馬淵川水系の上流部に位置していおります。万が一現場から汚染が拡散すれば、流域の水質・土壌におよび、ひいては健全な水循環を乱すこととなります。このために、原状回復を進めるにあたりましては、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また本県の基幹産業でございます、農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずるという目標を掲げております。

その次が実施範囲。田子町大字茂市川倉の上という、不法投棄現場と下の水処理施設を建設します場所、今、ラグーンと呼ばれている場所でございますが、そこが二つ掲げております。

その下には、特定産業廃棄物等の内容を書かせていただいております。こちらの方は後ほど技術の担当から、医療系の廃棄物の調査を致しました結果、数字が大きく変わりましたので、後ほど説明をさせていただきますと思えます。

3ページ目。特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法でございます。これは、今日ご出席の先生方にもご検討をいただきました、合同検討委員会、技術部会を経ましてご提言いただきましたものをもとに、原状回復方針を作りました。これを読ませていただきます。

馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とする。

2として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう、原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物および汚染土壌は全量撤去を基本とする。

3番目として、撤去にあたっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や、堆肥様物などについて有効利用することも可能と考える。ただここは、知事が全量撤去を基本とするという宣言を致しましたので、あくまでも全量撤去は基本ですので、地元住民の方のコンセンサスが得られない場合は、無理をするというものではございません。

3番の汚染拡散防止対策。こちらにつきましては後ほど技術の方からご説明

を致します。緊急的対策と、長期的対策、二つで進めて参ります。仮設浄化施設、表面遮水、排水路工事等の緊急的対策。そして、浸出水処理施設、遮水壁を作るといふ、長期的対策で汚染拡散防止を致します。こちらは後ほど大日向の方から説明をさせていただきます。

これによりまして、廃棄物の撤去は、11haの区画を6区画に分割致しまして、年度毎に計画的に撤去して参ります。特措法の年限であります10年、平成15年度から平成24年度までの10年間。そして事業費と致しましては、現在のところ440億8,500万円と積算しております。

次には、原因者に対する責任の追及を述べさせていただきます。

6ページには、排出事業者に対する責任の追及。現在1万600社の排出事業者が判明しておりますが、本県分6,000社については、今、担当が鋭意調査を進めているところでございます。これまで、違反が認められた排出事業者6社に対しては、措置命令を発しまして、この8月と10月に履行しております。それから排出事業者からの費用の徴収。

7ページです。これまで県が行ってきた措置、及び今後行おうとする措置の内容を載せさせていただきました。

8ページです。今後、行おうとする措置。三栄化学工業も懸南衛生も、どちらも破産、あるいは倒産を致しましたので、殆ど財産が無い状態です。県が代わって執行をするという形になっております。ただ、これまで、例えば一部土地建物の債権を差し押さえるなど、県としても出来るだけ費用の徴収をするように、あるいは督促を行うなど、努力をしております。

6番目です。不適正処分の再発防止策。この事件があつてからも各地でこういう不法投棄の事案が出ているわけですが、これにつきましては、検証委員会を設けまして、外部の学識経験者、弁護士さん、あるいは法律の学者の方、5名から構成される検証委員会を設けまして、検証していただきました。県職が立ち入り調査をするまでは、落ち度があつたとまでは言い切れない。しかし、数々の認識の甘さというものがあつたであろうという報告をいただいております。ただ、立ち入り調査をした後は、やはり行政調査を尽くさなかつたこと、警察への情報提供が、あるいは連携が不十分だつたこと。他部局、これは特に農林水産部でございますが、こちらとの連携が不十分だつたことを落ち度というふうに指摘されております。

そして次の5つが再発防止策として提言されております。ここまでは11年11月、県警の合同捜査までを検証対象としておりましたが、その後、県警が押収致しましたマニフェストを焼かれるという、県警が返還するときには教えて欲しいというところが、うまく連携が保てませんで、弁護士が企業の不利になるものは焼却処分をするということで、ここで大変重要な書類が焼かれてしま

いました。これについては大変大きな問題だというふうに指摘をされました。

これを受けまして、関係職員の処分を行っております。8月末に地方公務員法によります戒告、県の内規によります訓告を行っております。

今後の再発防止策として、県では今後業者に対して毅然とした態度で向かうため、積極的な行政処分を行っていくこと。また、情報を民間の方、住民の方が一番詳しいわけで、情報を集めるための県民会議の設置を致しました。また、県職の資質向上をするために、研修等で問題意識、あるいは危機管理意識を持つように努めております。また、他部局との連携も強化することで、先ほど申し上げました県民会議の設置に関わっております。

5番目の警察との連携強化ですが、こちらは今、当室にも警察から1名配属されております。また、隣りの環境政策課にも警部の方が2名配属されております。警察とこれからもまた十分に連携を強化して参ります。

10ページのその他の配慮すべき事項でございます。こちらは、今後撤去計画を進めて参ります上で、十分なモニタリングをしていくということを書かせていただきました。水質のモニタリングにつきましては、現場内の表流水、あるいは地下水。そして外に出ていきます沢の水のモニタリング。計24箇所を実施して参ります。

また現場は、クリーニング店の廃液等で有害大気汚染物質による汚染が大変心配されております。これにつきましても、周辺環境への影響調査を現場内と一番近い集落で実施致します。本格的な撤去が始まりますと、相当の台数のトラックが町の中を通ることになります。これにつきましては、騒音・振動のモニタリングを町内の3箇所で実施することを予定しております。

2番目の廃棄物の搬出における飛散の防止です。こちらは町民の方から大変ご心配をいただいていることですが、専用の車両、例えばゴミをこぼさないように天蓋の付いたもの。あるいは密閉の出来るバック、水状のものはバキュームカーというふうに、専用の車両を用いて搬出を致します。また、場外に出る時には、洗車場を設けますので、足回りを全部洗車して公道に出るということを計画しております。

3番目の緊急時の連絡体制です。こちらは、今年も地震ですとか、台風ですとか、離れて暮らしていても住民の方がどのように心を痛められているかというのが分かるようなことが続きました。これは緊急時における連絡体制網、青森県だけではなく岩手県の二戸市とも十分に連携のとれるような体制を構築致します。

4番目が、青森県における全庁な取り組みです。ともすれば、廃棄物対策というのは、環境生活部がやれば済むのではないかという、他部局との連携がうまくいかなかった裏目がございます。これを反省致しまして、今、県境再生対

策推進本部という、各部局長を構成員と致しまして、今日出席しております副知事が本部長となります組織を作りました。もちろん各課長さんが監事を勤めます。これによって、全庁を挙げてこの事案に取り組んでいくという姿勢を示させていただいております。

また、これまで岩手県に比べまして情報公開が大変に遅いということ、あるいは少ないということをご指摘をいただいております。積極的に今後も情報を公開していくということで、皆様にお諮りをしていきたいと考えております。

最後ですが、5番、原状回復にあたりまして住民の意見等が反映される措置というものを載せさせていただきました。実施計画に基づく原状回復にあたりましては、対策内容の詳細について、地域住民の意見が反映されますように、原状回復対策推進協議会の定期的な開催ですとか、適時の住民説明会を行って理解を深めていきたいということを最後に付け加えさせていただきます。

ここから先は、技術、汚染拡散防止対策担当の大日向から説明をさせていただきます。

大日向副参事： 汚染拡散防止対策担当の大日向でございます。座ったままで説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは概要版の2ページでございます。2ページの一番下の所に、特定産業廃棄物と有害産業廃棄物、これらの数字が書いてあります。67万1,000 m³が全体の量でございます。そのうち、有害産業廃棄物としまして61万、こういう数字が載っております。これについて説明して参りたいと思います。

それでは皆さんのお手元にあります、資料2-3『医療系廃棄物の混入状況について』という図面がございます。こちらを見ながら説明をしていきます。パワーポイントで画面の方も表示しておりますので、併せてご覧になっていただければと思います。

10月14日から24日まで、医療系廃棄物調査を実施しております。その結果、次のような結果が得られましたので報告いたします。

場所としては、皆さんのお手元にありますもので、P-WとP-Mという数字が書いてあります。これについて説明しますと、P-MというMの印がついているものが、医療系廃棄物調査を実施したものでございます。合計で18箇所でございます。それからWという記号、P-Wとついているものがございます。こちらの方は、表層廃棄物調査ということで4箇所実施しております。

内容についてご説明しますと、医療系廃棄物につきましては、いわゆる選別作業を行いまして、重量・容積等の計量を行っております。それはMでございます。それから、表層廃棄物調査という、Wの方の4箇所でございます。これ

につきましては、これもいわゆる医療系廃棄物があるか、無いかという、その判定をしております。そのほか、廃棄物の汚染分析を行った箇所のものでございます。

この結果、医療系につきましては、P - M13 というのが、一時仮置場です。一時仮置場の右側の所に、P - M13 というのが入っております。このグリーンの印です。それから、P - M16、これはパークの中に書いてありますが、丁度図面の真ん中へんでございます。その部分にM16 がございます。こちら2点には、医療系の廃棄物は確認されなかったという箇所、2箇所ございます。ですから、18箇所のうち16箇所で確認されているということ。

それから廃棄物の調査の方でございますが、こちらの方はP - W1からW4まで、これにつきましては医療系の廃棄物は確認されていない。ただし、P - W3、ここでは食品の廃棄物が見つっております。これらのものから、いわゆる医療系が出てまいりましたので、その推定量を出しております。それが次のページでございます。

この上段の数字でございますが、廃棄物量 67 万、それから有害廃棄物として 54 万、優先的に撤去されるべき廃棄物が、いわゆる特管相当を 33 万と推定しております。この結果、医療系の廃棄物が 16 箇所で見つっておりますので、いわゆる種類ごとにパーク堆肥主体、それから焼却灰主体、それからR D F 様物、これらで各々医療系廃棄物の混入率、これを求めております。これは、平均値でございますが、パーク堆肥の場合、容量ベースで 0.28%。それから、焼却灰主体ですと 1.09%。それからR D F 様物には 0.56%の、いわゆる混入率がございました。これらのものから、全体数量にこの混入率を乗じていきますと、下の表でございますが、パーク主体の 18 万 3,000 m³の中に 500 m³、更には焼却灰主体には 26 万 2,000 に対して、2,900 m³。R D F には、5 万 5,000 ですが、これには 300。汚泥主体、これは深部にございまして、ボーリングでも見つかりません。この結果ゼロ。それから一時仮置場につきましてもゼロということになります。ただし、旧中間処理施設の堆肥様物の中に確認されておりますので、それが 200 m³。合計で 3,900 m³が確認された。

そういうことから、優先的に撤去すべき廃棄物、特管相当廃棄物として 28 万m³が増えまして、33 万が 61 万m³に変わってきております。全体的に、各層から見つかりまして、その埋設形態が、いわゆる混ぜんといいますが、色々ランダムに入っておりますので、この結果選別がどうしても出来ないだろうと。そういうことが見受けられましたので、ここで 61 万という数字を出しております。

廃棄物については以上でございます。

つづきまして、資料 2 - 4 でございます。先ほど、報道監の方から説明致し

ました4ページでございます。緊急的対策と長期的対策ということで、この部分のものについて詳細に説明してまいりたいと思います。

まず仮設浄化プラントの件でございます。これが1ページ目でございます。資料2-4です。仮設浄化プラントは、浸出水処理施設が完成するまでの暫定的な設備で、稼動時期は平成15年12月から平成17年度の浸出水処理施設稼動までを考えております。設置箇所は、図面でご覧になっていただければよろしいのですが、その次のページに書いてあります。仮設浄化プラントというものが書いてあります。これは、ラグーンの入り口でございます、ここに計画をしております。現場の条件から、処理能力、敷地面積、処理効果、経済性を考えまして、凝集沈殿プラス砂ろ過の処理による濁出低減が最も効果的であると判断致しまして、これを合同検討委員会や技術部会において検討していただいております。

県としまして、凝集沈殿プラス砂ろ過の処理を行うことによりまして、SSは10mg/l程度、いわゆる浸出水処理施設の計画処理水質と同等まで低減出来るとともに、BODやCOD、さらにはダイオキシン類の低減が期待できることから、この処理方法で行うことと考えております。

計画規模と致しましては、現場での平均日浸出水量が処理可能な規模としまして、ラグーン入り口までの流域面積、19.9haほどでございます。19万9千㎡でございます。さらには、平均年降雨量でございますが、過去20年間のデータから、年平均1,176mmを使用しまして算定しております。その結果、日処理能力を400m³/日と設定しております。

計画原水質につきましては、ラグーンに浸出してくる事業場内からの地点。丁度、浄化プラント設置の所に出てくる浸出水と、事業場の一番下の所から直接出てくる地点、2箇所の水質を測定しております。これをもとに、水質の調査結果をもとに、SS150mg/lと設定しております。

処理方式につきましては、お手元の資料の下にございます5番でございます。処理方式としましては、浸出水、凝集沈殿処理を行いまして、砂ろ過処理を行って、施設のラグーンに流す。それから凝集沈殿処理をしたものは、污泥処理としまして搬出するという方式を考えております。

凝集沈殿法は、凝集剤を添加して、水中の微粒子の電荷を中和し、粒子同士を結合させることによりまして、大きなフロックを作り出して、進行させることでSSの除去を図るものでございます。浄化プラントにつきましては、以上の条件を設定しまして、発注仕様書を作成し、メーカーからの提言を受け入れる性能発注を予定しております。

つづきまして、表面遮水工についてご説明致します。

場所的には、資料3ページ目でございます。これが表面遮水工の範囲でござ

います。表面遮水工は、施工数量、いわゆる中間処理場の部分でございますが、1万2千㎡、それからその周辺に雨水排水工を施工します。これは300mを考慮しておりまして、雨水排水ルートを通りまして、小さい舁を作りまして、そこからラグーンの方に落としてやる、そういう計画でございます。

表面遮水工は、不法投棄範囲全体に遮水シートを施工するものであります。ただし、遮水シートを敷設するため、土地の基面整理を行う必要があることから、造成工事を伴います。そのことから、比較的平坦で、現在雨水による廃棄物の汚染が確認されております中間処理場付近を優先的に15年度から着工してまいりたいということでございます。

なお、中間処理場付近は、比較的平坦でありまして、大規模な造成工事の必要はございません。そういうことで、ここをまず先に行う。その後、二期工事と致しまして、浸出水処理施設稼働後に全般的に施工する計画としております。

表面遮水シートの考え方としましては、通気性シート、これはガスの通気性を持つ繊維性のもの、いわゆるガスが通気できるような繊維性のものを考えておりまして、厚さ約1mm程度のものを考えております。

遮水シートの機能でございますが、いわゆる遮水性、通気性、耐久性、施工性、シートの有害性、いわゆるシートが環境ホルモンと有害な物質の溶質が出るものは使えないということで、塩ビ系のものは除くという考え方を持っております。

排水工でございますが、その次の4ページ目をご覧になっていただきたいと思っております。中間処理施設の廃棄物の基面を成形しまして、表面に遮水工を設置しまして、その脇に雨水排水溝Uの300型を考えております。その隣りが、いわゆる一番下の図で見ていただければよろしいのですが、1m×1mというのがございます。こちらは、浸出水の排水溝でございます。浸出水が漏れないように底板につきましては、シート、さらにはコンクリート等を行う。さらに側面につきましてもビニールシートを敷く。実際、今の浸出水の排水溝の構造と致しましては、間伐剤を使用していきたいという考え方でございます。

つづきまして、浸出水処理施設の説明でございます。5ページ目でございます。浸出水処理施設は、仮設浄化プラントと同様に、合同検討委員会及び技術部会において検討していただいております。

(テーブル 1 B面)

浸出水の設置箇所でございますが、不法投棄の地形及び地下水の流向などを考慮して、現在ラグーンのある位置に計画しております。計画規模と致しましては、遮水工で囲むエリアを流域面積として12ha、12万㎡でございます。防

水量は、仮設浄化プラントと同様、過去 20 年間のデータを基に致しまして、浸出水量の計算を時間遅れを考慮しました水収支モデル方法によりまして算出しております。この結果、日処理能力を 150 m³/日と設定しております。計画原水質につきましては、皆様のお手元の 5 ページに書いてあります水質を設定しております。これは、実際場内の調査結果、これらをもとにして設定値を決定しております。

処理方式としましては、7 ページ目の 4 番、ここに処理方式を書いてあります。まず、浸出水は V O C 処理をします。これは V O C のバッキです。これを行って浸出水貯留池に入ります。平面図を出してください。

V O C 処理を施設の中で行いまして、それから浸出水貯留池に入ります。池の方に入ります。池から正規の、いわゆる処理施設の原水槽、凝集沈殿処理、生物処理、凝集マクロ化処理、化学的分解処理、活性炭吸着処理、重金属キレート吸着処理等を行いまして、さらに最終的に消毒処理を行いまして放流する。そういう処理方法を検討しております。

さらに、これに付随したものと致しまして、浸出水貯留池がございます。平面図のブルーの部分でございますが、こちらが防災調整池になります。この中で、浸出水貯留池は、最終処分場と同等以上の遮水構造を採用する計画でございます。つまり、透水係数は 1×10^{-6} のマイナス 6 乗 cm / S E C 以下で、厚さ 50cm 以上の遮水の出来る不透水性の構造と致します。

浸出水処理施設の算定データをもとに、池の大きさは 1 万 2,300 m³の貯水容量と考えております。

防災調整池につきましても、ブルーの部分でございますが、こちらも貯留池と同様のデータを使用しまして、現在 1 万 3,000 m³を考えております。構造につきましては、防災調整池の構造基準によりまして、浸出水と同様、低部は不透水性の構造と致しまして、側面はコンクリート構造の護岸を採用する予定でございます。

なお、この浸出水処理施設関係のものは、仮設浄化プラントと同様、これまでの条件を設定しまして、発注仕様書を作成し、メーカーからの提言を受け入れる性能発注を予定しております。ただし、浸出水貯留池と防災調整池につきましては、土木事業を考えております。

以上でございます。

古市会長： よろしいですか。

九戸報道監： 技術的なお話、多分最後の所が少し行ったり来たりしたかと思いますが、概要版の横長の図面を見ていただきますと、1 ページ目が緊急的な措置、そし

て次が長期的な対策というふうに図面が分かれておりますので、今の水に関するもの、あるいは遮水シートに関するものは、この図面を見ていただければ分かるかと思えます。

古市会長： 全般的な図表は別添え資料の1ですよね、本文の。これに全部ございますよね。厚いものがありますので。そちらを参照しながらまた見ていただければ良いかと思えます。

大日向副参事： 会長、すいません。言い忘れしました。

今日は一応、汚染拡散防止対策の方と致しまして、早急に行うものということで、浸出水処理施設までをご説明申し上げました。次回に遮水壁等に入っていきたいと思っております。以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

資料2 - 2ですね。青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書案の概要版についてご説明いただきました。こちらの方は、この事業に申請するためには、環境省の特措法が作られましたので、それに対して環境省の方から基本方針というものが作られておまして、その指針の内容に乗っかって、この実施計画が作られているということでございます。

実施計画書が色んな項目について規定がありますが、そのフォーマットに従って書かれているということです。この後、この特措法のフォーマットとしましては、手続きとしましては、関係市町村のご意見をお聞きするという。県の環境審議会のご意見をお聞きする。その上でこれを環境省の方に提出するという段取りになっております。

そういうことで、今日はその内容をご説明いただきまして、それについてご意見を頂戴したいということです。特に、資料2 - 4に基づきまして、仮設浄化プラント、表面遮水工、それから浸出水の処理施設というものについてご説明いただきました。

これに関しまして、今日のメインでございますので、色々ご意見がお有りかと思えますので、活発なご意見、コメントを頂戴したいと思います。

では宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： 先ほど大日向さんの方からお話がございました、医療系廃棄物の混入状況について、その中で優先的に撤去すべき廃棄物の量が増えておりますが、先ほど資料2 - 3で、廃棄物の混入状況についてのPM16のあたりを再度、これからもう少し範囲を広げて調べていただけるのかどうか。それから、どのような方

法で調査されたのかということをお知らせいただきたいと思います。

古市会長： よろしく申し上げます。

大日向副参事： P - M16、ここはいわゆる覆土が随分あったものですから、ちょっと掘りきれなかったという部分がございますので、この部分は再度場所を変えて調査したいと考えております。

さらに、皆さんのお手元にありますサイコロ状の黒の側線がございます。これは四角一つが大体基本方針の、いわゆる 30mメッシュになっております。四角の印の書いていない部分についても、これは「調査しなさい」ということで、環境省の方の指導を受けております。この部分につきましても、11 月中に調査をしたいと考えております。ですから、この四角の、いわゆる書いていない無印の所につきましても、早急に調査を入れまして調査を行う。その調査方法でございますが、いわゆるバックホーによりましてピット掘り、つまり坪掘りという掘り方です。掘りまして、それをシートの上に上げまして、それで選別する。それで医療系があるか無いか。そういうことを調査することをやっております。

以上でございます。

古市会長： 如何ですか。

宇藤委員： そうすると、今までの量よりも、もしかしたら増えるかも知れないというふうに考えてよろしいですか。

大日向副参事： 今、61 万と申しましたのが、最大量でございます。というのは、いわゆる今までのこの赤の部分で出ましたので、この混入率を使いまして、各廃棄物の種類ごとに混入率を乗じる、いわゆる掛け算をしておりますので、最大で今のところは61万という考え方でございます。

宇藤委員： 田子町の協議会の中でも、委員の中から早く調査して欲しいという意見が何度か出ていたと思うのですが、今の時点でこの様にやられたということは、どういうあれからですか。

岩手県の方では、2年ほど前に調べていたというお話も聞いたことがあるのですが、その点をよろしく。

古市会長： おっしゃっている意味は、筋掘りをして上から直接廃棄物を調査されたこと。

岩手県ではそれを行ったけども、青森県ではどうなのですか？というご質問ですね。

大日向副参事： これにつきましては、青森県の場合は、いわゆる全般的に埋まっております、地下水に影響してはいけないと、そういうことから掘っていなかった部分もございます。ただ、医療系につきましては、岩手県も青森県も今年調査しているはずです。

古市会長： 今、岩手県もやっているはずだというのは、それは 30mメッシュでやられているという、そういう意味ですか。

大日向副参事： 今年やったということで、2年前ではなく、医療系につきましては同じように。

古市会長： 医療系はね。最初は医療系の方は出てこなくて、今回再調査した時に沢山出てきたと。宇藤さん、よろしいですか。また後でありましたら。それでは工藤さん、お願いします。

工藤委員： この医療系廃棄物なのですが、調査した場所が 18 箇所のうち 17 箇所出たということですね。ところがこれを見ますと、まだまだ全体に入っているのではないかという感じがするのですが。

もう一つ、早いうちに遮水シートを掛けないと大変だと思うのですが。岩手県の場合はもう今年中に取り掛かるといことなのですが、青森県の方も出来れば早いうちにお願い出来ればと思っておりますが。お願いします。

大日向副参事： 先ほど、宇藤さんの方からも言われました通り、廃棄物の調査の混入率と言いましたが、18 箇所のうち、訂正しますが 16 箇所でございます。16 箇所の混入率から、今の種類の、いわゆるパークの層とか、R D F の層とかの種類ごとに、その混入率を掛けておまして、その混入率から全体の量を推定しております。そういうことから、量としては多いのだと。最大ですよ。

工藤委員がご心配の部分は、また同じことになりますが、このメッシュの中で、四角のグリーンのマークと赤のマークが書いていない部分がございます。これにつきましては、11 月中にもう一度ピット掘りをしまして、全般的に把握すると。そうすると、実際 61 万が 63 万とかになるのではなく、61 万から若干減ったりする場合があります。ですから、そういった意味では、61 万が最大ではないのかなと、今のところはそう思っております。

以上でございます。

工藤委員： 分かりました。多分、これを見る限りは、全体的に医療廃棄物を捨てているのではないかという感じがしましたので、そういう質問をしました。

何か噂によると、随分医療系の廃棄物が関東方面から来ているという噂はあるのです。ですから、多分、全体的にばら撒いたと言えば変ですが、そういうふうにしたのか、ポイント的に埋めたのか。うちの方でも色々調べてはいるのですが、何か山全体が医療系が入っている。そういう噂まで入っているわけです。ですから、全体的にパラッと蒔いたというそんな感じではなく、ポイント的に置いたのではないかという話も随分、私もこの役をやってから色々な方が色々な情報を持ってくるのです。真意のほどは分からないのですが、やはり「なるほどな。」と、今これを見てそういう感じがしたわけです。

キャッピングなのですが、そちらの方もお願いしたいと思います。

大日向副参事： すみません。キャッピングについて言うのを忘れました。申し訳ございません。

キャッピングにつきましても、先ほどご説明しました通り、全体的にうちの方もやろうと思っております。ただ、先ほどから申し上げていますとおり、基面、いわゆる地盤が岩手さんと違いまして、丘陵地帯だけではないのです。そういった意味から、出来る所からやっていこうということで、中間処理場の所からやっていこうと。今年からやるつもりであります。

工藤委員： 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願い致します。

古市会長： 特管物の部分ですが、今まで 33 であったものが 61 になったわけですね。

これは今おっしゃったように、18 箇所こういうふうには、2 m、2 m、2 mの 8 m³の部分について調査されたと。

確認したいのですが、その中で医療系と見られるものについては、容積比でしたか、0.0 何%から一番多いので 1.何%ということで、非常に 100 分の 1 以下くらいのもですね、殆ど。それが出てきた時に、この部分を 30mメッシュで見た時に、それ全体を医療廃棄物とみなすというような計算でやられているんですね。ですから、急にバツと増えたと。医療廃棄物がどういうふうには、先ほど工藤委員がおっしゃいましたが、何処か特定の所にズボッと入っているのか、まぶしたのか。そのへんのところが必ずしも明確に、今の状況では分かっていない。ただ、表面からそういうふうには掘ってみると、1%内外であるという状況なんですね。そういうのが現状認識だと思います。

もう一つは、特措法では有害廃棄物というものの定義が、これが我々の所、技術部会、前回の技術部会の報告の有害廃棄物と考え方が違うのです。技術部会の方ですと、土壤環境基準以上のものを有害廃棄物と定義していたのです。それに対して、環境省の特管物、環境省の特措法で対象にして補助を2分の1にする有害廃棄物というものが、特管物そのものであると。そうすると、特管物というと、そういうような有害なもの、土壤埋立て基準だとか、そういう基準以外に、例えば感染症のものだとか、アスベストだとか、廃油だとか。そういうものも入ってくるわけです。そういうものを有害物というふうな定義にしていると。だから少し考え方が違いますので、そのへんの整理をしながらご議論いただいた方が良くと思います。

小原さん、お願いします。

小原委員： 二戸市でございます。先般、案をいただいて意見を申し上げましたが、その後で変わったというのは、この点なんですね。医療廃棄物が大量に入っていたという。この医療廃棄物系が沢山入っていたということが、この産廃全体の怖さといいますか、あるいは不気味さといいますか、それがどの様に増したのかどうか。これはむしろ先生方かもしれませんが、その不安が一つ。それからこれによって処理の方法、今まで考えてこられた処理の方法を変える必要があるのか、あるいは変えたのか。その二点についてお尋ねしたいと思います。

古市会長： では事務局の方でご説明いただけますか。

山田副参事： 処理の方法ですが、医療系廃棄物が見つかったことによって、これまで考えていた処理方法が変わるのかということですが、これまでも処理方法としては、焼却または溶融というよう熱処理を考えておりました。これは、医療系の廃棄物が入っている場合でも、熱処理ということで高温処理で処理致します。その方法としては、焼却もありますし溶融ということもあります。そういう意味で、処理方式としては特に変わっておりません。

以上でございます。

西垣委員： 水処理が現在、医療廃棄物が出てきたことによって、今後変えるのかという内容も含まれているのではないかと。

小原委員： 二つの意味で、水処理と最終的な排出して焼却か溶融になると思いますが、つまりそういう基本的な処理の方法が変わるのかどうかについてお尋ねをしたのであります。今、多分、搬出して

古市会長： 小原さんがおっしゃった二点というのは、水処理とその物そのものという二点ですか。違いましたよね。もう一度、ご本人から言っていただいた方が良いと思います。

小原委員： すいません。これは無理なことを聞いているのかもしれませんが。

医療系廃棄物が、今までも入っていたということで見つかっていましたが、今回新聞報道などでも、量とすれば0.何%かもしれませんが、絶対量が多いものですから、相当入っている。あるいは相当ばら撒かれているというイメージを私共は受けているわけでありますが、そのことが80何万の、これ自体が不気味なのですが、医療系が沢山入っている。排出業者も沢山ありましたね。そのことは、この廃棄物の怖さ、どう表現したら良いか、不気味さというか。あるいはこういうことが非常に不安になる。将来心配だ。まさに地域住民にとってはこういったことで、どういう影響が出るのかということが怖いわけで、それが医療系廃棄物が沢山入っていることは、周辺の地域の生活する人々にとって、どういう怖さがあるのか。少なければまだ良いのですが、大量にあるということは、こういうことで大変怖さがあるということについて、分かれば教えていただきたいと思います。

そのことと処理、処理は今、西垣先生もおっしゃいましたが、まずは水処理と、それから最終的な焼却溶融処理があると思いますが、それを含めて処理方法に変化があったのでしょうか、どうでしょうか、ということをお伺いしました。今は溶融焼却について、温度差とか色々ある適した方法を取られると思いますが、出来れば今の水処理も、多分変わっていないと伺ったのですが、そのへんに変化があるのかどうか、そのことについてお尋ねをしたものであります。

九戸報道監： 医療系廃棄物を調査致しまして、かなり、おそらく野されているというか、ポイントで入っているのではなく、全面におそらく延ばしたんだろうと、これだけ広いエリアから出ているということは、それが想定されますので、専門家の方にご意見をいただいております。まだ電話での聴取程度でございますが、例えば北里大学の方ですとか、環境保健センターですとか、菌を扱っている方に問い合わせをしております。まずは前例が無いということで、なかなかこれを研究なさっている文献というものも少ないという、それぞれのご意見でございました。

ただ、例えば人間に起因する菌。これは条件が非常に厳しい場所にあるということで生き続けるのは難しいというご意見は頂戴しましたが、ただ、例えばボツリヌス菌ですとか、自然界にある、あるいは土の中にある菌等も考えられ

ますので、そうなれば、つまり安全だとも危険だとも言えないという、大変に曖昧な、専門家としてはおそらくそうだと思います。前例が無い所から少し回答、即答は出来ないということでした。

ただ、大変重い案件でございますので、これからも専門家の方に問い合わせまして、こういうことを研究している方が無いかどうか、情報を得ていきたいと思えます。もしご存知の方がございましたら、また情報を寄せていただければ大変、県としても有り難いと思えます。

古市会長： 小原委員の方からのご質問は、質の違う危険性というものが出てきたと。今までですと、有害であるというのは、化学物質等の環境ホルモンも含めまして、そういうようなものだったものが、今度は病原性みたいな危険があると。そういうことによって、危険といいますが、リスクの質が変わってくるのかどうかのご質問だと思うのです。このへんにつきましては、廃棄物の視点からいきますと、特別管理廃棄物に指定されておりますものは、普通の一般廃棄物と産業廃棄物と両方に特別管理というものが付くのです。それにつきましては、特に医療系が出てくるものですが、それについては専用の容器に入れて、容器が出さないでそのまま焼却するという、それくらいの安全の管理がされているわけです。そんな要点が注射針であったり、血の付いたガーゼであったりとか、点滴のものだとか、紙おむつみたいなものもあるかも分かりません。

ですから、そういうものの扱い方というのは、特に慎重にということが特別管理というもの。ただ、その時に、病原性の問題といった時、ビールスとそういうものの安全性というのはなかなか評価し難いのが一般なのです。ですから、体内でそういうような生育条件で培養されるものと、土壤中でそういうふう生き延びるかどうかが、それはまた別環境なのです。その周辺状況なり、期間なりによって随分違ってくると思うのです。だからそのへんの調査は、少し専門家の方をお願いして、ある意味での安全になるにはどうしたら良いかということをし少し喋っていただいた方が良いかと思われまます。今既にやられているということですが。

それと対策をどうするかというのが二点目でしたが。これも特管物として処理するような場合、何処かで処理する場合、普通の有害性のものと、特管物では処理の仕方が違って来る。そういう施設を持っている所に持っていかなければならないし、それだけコストも割高になります。特管物としてやるのか、そうでないかでは。

水処理の方は、私は余り詳しくはありませんが、病原性のものが入った時に、水処理で変わるかというのは、基本的にはそんなに変わらないと思うのですが、長谷川先生、いかがでしょうか。

長谷川委員： 医療系なのですが、今のお話と違いますが、発生するというか、埋立てられている所での量を測っているようですが、私も聞いたかった一つは、その廃棄物の中は見たのだけでも、じゃその廃棄物を含めた所での成分分析というか、特にそういうふうな細菌類の試験などもしているのかということが知りたかったのです。

ということは、医療系廃棄物全てが危険なものではなく、我々が注射したものが全て医療廃棄になるわけですから、安全なものもあるし、危険なものもあるわけですからそういう点で、今の医療系廃棄物の中で、普通は安全かもしれない。逆に言うと危険なものもある。そういうのもある程度把握しておく必要があるだろうと思います。

水処理の方ですが、水処理そのものの中で言いますと、そういう微生物、バクテリアなんかは殆ど処理出来ない。普通、私達がやっているのは最終的に処理するのは飲み水と同じように、塩素処理をして、そういうバクテリアを殺すのですが、細菌ですと塩素だけでは十分に処理出来ないようなバクテリアがいるわけですから、そういうことが問題になるとすれば、今の水処理では対応出来ないのではないかと思います。

その程度しか私はお答え出来ません。

古市会長： 細菌の種類によって熱処理等ですよね。うちでもバクテリア安全性で、やはり 70 度以上に滅菌しないとイケないとか。エーテルでやるとか。水処理も若干変えていかなければならないかも分からないというコメントですね。

先ほどの「ちょっと違うよ」というのは医療系が出てくるものを事業系としてそれが紙とか、ああいうものも医療廃棄物かと言ったら「そうではない」というのは勿論で、感染症に関するものだけが感染性の医療廃棄物ということになります。

熊谷さん、お願いします。

熊谷委員： 水道事業の立場から、この水処理について、仮設の浄化プラントについてお聞きしたいのです。この資料 2 - 4 の 7 ページに処理方式が書いてあるわけですが、浸出処理水については、最後は放流することになっていますが、これは放流するということになると、近くの海上川か杉倉川ということになるんでしょうか。

大日向副参事： 今考えているのは、沢から杉倉の方に出るルートでございます。

熊谷委員： そうしますと、まず一つは杉倉とかいじょ川、この周辺の水質調査ということについて、県の方でやられているのかどうか。というのは、これを放流することによりまして、多少生態系に影響が出はしないか。今、色々、先生方の意見を聞いていますと、こういう廃棄物の中でも医療とか、沢山変なものが入っています、国で決めた排出基準に添って、仮に排水したとしても、何が入っているか、これは全くXになってくるのではないかと感じているわけです。

従いまして、水道事業としまして、この放流するということについては、多少問題があるのかな？と。出来れば、これを何処かに運んで行って処理する。即ち、河川に放流しない方法というものはないのか。色々、今の医療の問題で、多分複合線というか、ウィルスが入っているか何が入っているかよく分からない。こういう水処理の方法で果たして適当なのかどうかについては、非常に疑問であるという感じがしています。このへんについて、一つどういう考え方でいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

古市会長： よろしいですか。

まず質問を少し明確にもう一度。

熊谷委員： 一つは、かいじょ川なり熊原川、いわゆる放流地点の水質が一体どういう状況にあるかというものをまず一つ把握しているかどうか。まず現状把握がどうなっているか。ということは、何故それを言っているかということ、放流することによって、多分生態系が変わるのではないかと我々はみているのです。ここについて、現状把握が何処までされているか。これが一つですね。

これを放流することによって、河川の杉倉の生態系が変わらないかどうか。これについて何処まで検討されているか。これが二つ目。

それから三つ目は、いわゆる排水基準に添って排水するわけですが、果たして今話を聞いて、医療のものが沢山ある。そのほかに何が入っているか分からない。こういうような所で、水処理の方法で、果たして基準に添った排水というものができるのか。多分、我々としては、難しいのではないかと。従って、放流するのではなく、これをバキュームで何処かに持っていくという方法を考えているのか、いないのか。四つくらいになりますか、これについてお答えをお願いしたいと。

古市会長： ちょっと確認します。杉倉川に放流する点の放流点の水質調査をしているかというのが一点目ですね。現状を。

二点目が、それによって生態系が変化する可能性があるのもので、そのリスク評価的なものをやっているかというのが二点目。

三点目が、そういう感染症みたいなもの、ウィルス等が含まれている可能性もあるし、何が入っているか分からないと。だから放流しないで、バキュームするようなこともお考えですか、というのが三点目。

大筋、以上の三点がご質問なのですが。

大日向副参事： 熊谷委員の言われました、うちの方はかいじょ川の方には地形的に杉倉の方に流れます。杉倉の方につきましては、概要版の図表の方でございます。6ページ目にア - 18 とア - 19 で、ア - 18 をバックグラウンドとしまして、ア - 19 で調べると。水質2箇所ですね。これはこれからやります。これにつきましても、さらに熊谷委員もご存知と思いますが、馬淵川の水濁拠の関係がございまして、さらに熊原の方でも水質をやると。そういうことで、それらについてはデータを公表していきましようということで、話になっておりますので、熊原のデータはもう公表になろうかと思えます。ただ、ア - 18 と 19 の杉倉につきましてはこれからであります。

それから生態系でございますが、これも住民の方々から、いわゆる説明会とかそういうもので、生物について調べるべきではないかというご意見が出ております。それらのもので、うちの方としましてこれから考えるということで、いわゆる専門家の方を教えていただいとということ、今大至急調べて、やることにしておりますので、よろしくお願ひします。

排水基準で、医療系のものがこれだけ入ってればという話なのですが、この医療系につきましては、今、うちの報道監の言った通り、ある程度専門家の意見も聞かなければならないし、そういった意味で、これらのものを、いわゆる医療系の方にもお聞きして、その後、そうすれば水処理がどうなるのかということを考えていかなければならない。

放流の問題でございますが、これにつきましては現在、実際量的にいきますと、どうしてもこの沢から杉倉の方に、今のところは流す計画しか考えておりません。ですから、これを熊谷委員がおっしゃる川に流さずにバックをかけるというのは、うちの方では検討しておりません。

古市会長： 三点目の所でのよろしいですか。更に質問は。

熊谷委員： 余り最悪の状態ということをお考えたくはないのですが、やはりこれについては、事前の策というのが必要ではないかと我々は思っております。出てからでは生態系は戻りません。戻すには大変な話になるわけですから、そこについてこれはやはり慎重に検討する必要があるのではないかという感じがしております。

生態系への影響については、これからやるということなのですが、具体的に我々とすれば、八工大の福士先生もいらっしゃいますが、実は放流地点に対するモニタリングについては、やはりリアルタイムでできるような方法を講じないと、リアルタイム方式をとらないと、後でとってはとてとても話にならない話だと思しますので、この二点については一つ慎重にご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

古市会長： 二点というのは、リアルタイムでもう少し定点観測の所のモニタリングをしっかりと下さいということですか。八戸工大でも何かそういう計画がございますよね。それが一点目と、もう一点は。

熊谷委員： もう一点目は、さっきから話している通り、放流してから「あら、具合悪かった」ということになるかと非常に困るわけですから、そういうふうなことが起こらないような検討ということ。さっきから話している通り、バキュームで

古市会長： よく分からないのは、今まで有害性のものということで水質基準に関するものですよね。それに対しての水処理システムというものを組んでいますよね。今回、感染症というウィルス対策とか、そのような水質もよく分からないという表現をされましたが、そういうものに対しても本当に出来るかどうかということがあるから、そのへんのところを確かめた上で水処理システムを考えて下さい、というお話と、それをそうしたとしても、バックアップ体制として何かあった時に放流するのではなく、バキュームで外にということも考えて下さいと、そういう意味ですか。そうですか。そのへんは如何でしょうか。バックアップみたいなことも考えていかれますか？という意味ですね。

例えば具体的には放流せずにバキュームするということも有り得るのかという、そういうチェックも必要ではないかという、そういうコメントがリクエストかは分かりませんが。

山田副参事： ウィルス対策ということで、先ほど報道監からも説明しましたが、もう少し土壌中にあるウィルスがそのまま存続と言いますか、生き続けるかどうか、そういう問題があると思います。もし生き続けるということで地下水なりに影響するということになりますと、水処理施設、先ほどもありましたが、処理方法を検討しなければならない、消毒なり。そういうことを検討していきたいと思っております。

その上で、消毒した上でということ考えてたいのです。元へ戻すと言います

か、バキュームカーとか、そのへんは原則的にはもしウィルスの影響があるのだとすれば、そういう消毒なりの処理方法を考えて、原則的には放流したいと考えていますが、事前の策として、もしものことがあれば

古市会長： 多分、基本的には水質をしっかり分析して、それに対する処理システムを組むというのが原則だと思うのです。それは、ウィルスであろうと、有害化学物質であろうと、それが仕組みとして何らかのバックアップするという話とはまた違う議論なのです。そこまでをおやりになるかどうかは、別問題、検討していかねばならないという気はするのです。それはもう、今の感染症のものがないとしても、水処理システムがうまく稼動しない時には、これは溜めるしかないですよ。出したら駄目ですよ、これは。そういうお話だろうと思うのですが。

熊谷委員： 我々として、何故ここまで危惧するのかと言いますと、例えば、食肉工場から出る排出基準。病院から出る排出基準。それはもうどういうものが出るかというのは大体分かっているわけです。しかし、今のこの田子の産廃については何が入っているか分からない。これが非常に危惧している点です。ですから、色々なものが混在しているだろうと。そういう最中ですから、仮にウィルスも入っているかもしれない。そういうような危惧も我々としてはしているわけですから、そのへんについては十分対策をとって欲しいということでございます。

古市会長： 水質に不安があるのでしっかり調査をしましょうということで、よろしくお願いします。

他に如何でしょうか。西垣さん、お願いします。

西垣委員： 先ほどの水を処分するのに先ほど日量 400 トンくらいのもの、それがいかなければ 150 トンくらいという話ですから、ここはさっきからおっしゃっているキャッピングを早く 400m、500m くらいの面積ですから、キャッピングをやはり早くして、表流水は表流水で処分する。下に入っている量というのは、私はもっと減ってくると思うのです。ですから、今回 1 万 2,000 m³しかやらないという、それを 20 万 m³ くらいの所に、やはり早くやっていくことを是非やられれば、そういう雨水がそれに接する量が減ってきますので、そうしたら処理水も減ってくると思いますので、そうしたら大雨が降ったとしても、余り接しないのではないかとということで、住民の方が随分安心すると思うのです。キャッピングをやはり早くやって欲しいと前から何時も言っているのです。是非それを、確かに前回の検討会でこちらは丘があって、非常に穴もあいているし、非

常に大変な場所ですが、キャッピングを早くしてもらいたいということを是非お願いしたいと思います。

そうすれば、今、熊谷委員のおっしゃっておられることも少し解決するのではないかと。出てくる量が減ってくれば、バキュームで取って何処かに持っていくとか、浸出水ですね。減ってくればそういう処理も可能になってくるのではないかと思います。

古市会長： 多分、今までと少しスタンスが変わって、特管物がかなり増えましたよね。全量撤去というものはっきりスタンスが決まってきましたよね。そうすると、撤去作業にしても、水処理のあり方にしても変わってくると思うのです。そうするとやはり、拡散予防というのが第一原則であるし、処理する水質を減らすというのが第一になってきますから、それはもうキャッピングを先にするのが優先になってくるのは当然だと思いますが。そのへんは是非、ご考慮いただきたいと思います。

ありがとうございました。

では、榎本委員ですか、お願いします。福士先生はまた後で。

榎本委員： 今、量が決まったというような話ですが、未調査の所がありはしないかという感じを私は持っておりますが、そのへんは如何でしょうか。

それからもう一つ。私は検証委員会で処分が目的ではありませんでしたが、この間県からお出でになった際に、住民の声として出てきたのは「甘い」ということが出ました。その甘ければ、これから強くするにはいいのか。またはもっと足していけるのか。ここについておりますが。そういうふうな所を地域住民が騒ぐのであれば、もっともっと強いものが必要ではないかという気もしているのです。私は、処分が目的ではないのです。早く撤去するのが目的なのです。そういうことで今まで検証委員会にも私は唱えてきました。そういうことをお聞きしたいです。余り騒ぐようであれば、もっと足してもらいたいと思っております。

古市会長： すいません、今二点おっしゃったようですが、一点目をもう一度お願いします。

榎本委員： 今まで調査した部分で、撤去の量は分かりましたけども、私に言わせると未調査の部分があるのではないのかなと、これをお聞きしたいということ。となれば、未調査があれば、もっと量が増えてくるのではないかというふうなことです。

古市会長： それは、今の段階でも廃棄物以外の汚染土壌という部分が推定されていないのです。そういうものも含めてという意味ですか。廃棄物は大体少し多めに推定はされている面はあるのです。

梶本委員： 汚染土壌まで含めての話？

古市会長： 含めての話ですね。それが一点目ですね。二点目は、もう一度お願いします。

梶本委員： これは余り言いたくはありませんが、検証委員会のことなのです。処分が甘いと。私は処分を強くするのが目的ではないというふうなことで終始一貫していたのですが、この間、県からお出でになった時、私の方の住民から「甘い」というふうな声が出てきたのです。

古市会長： 検証結果が甘いと。

梶本委員： はい。それであれば、町の方でも、田子町の方でもっと強くして処分しても良いのかなと。こういうふうなことを考えたものですから、この文書に足しても良いかどうかです。

古市会長： 甘いので、もう少し厳しくすべきだというご意見ですね。これは事務局にお伺いしたいのですが。

梶本委員： 私は強くするのが目的ではないのです。住民の声が出てきたから私はいくらも強くなることを発言するのです。

大日向副参事： それでは、一点目の未調査のことです。梶本委員から言われています土壌の件でございますが、いわゆるラグーンの辺りの土壌調査がまだなされていないのではないかとこの部分だと思います。そういうことからいきまして、現在調査を実施しております。その結果が分かり次第、また皆さんの方にご報告できると思っております。

九戸報道監： 処分につきまして、検証委員会の提言を受けまして、県の組織の中でも十分に検討した上での処分になっておりますので、ご意見として伺わせていただきます。

古市会長： どちらかと言いますと、ここの所掌範囲ではございませんので、そういうコメントもあったということにさせていただきたいと思います。

福土委員、お願いします。

福土委員： 仮設浄化プラントについてお尋ねします。先ほどの熊谷委員の補足の形になりますが、そもそも何が入ってくるか分からないという状態でして、今現在の案では、最後に砂ろ過で仕上げをするという形になっていると思います。これはこれで今までよりは相当水質は改善されるだろうと思っておりますが、何が入っているか分からない状況では、おそらく溶けているものは多分抜けるわけですし、どうしてももう少し、ある物の中で工夫が出来ないかということをお私には考えております。

例えば、別にろ過は砂にこだわることはないわけですし、中に全部活性炭を入れても構わないわけです。活性炭は恐らくあっという間に吸着してしまって、駄目になるとは思いますが、それをとっかえひっかえでも良いから運転して、とにかく訳の分からないものはくっ付けるという姿勢があっても宜しいのではないかと思います。ですからそのへんをご検討いただきたいと思います。

それから何よりもこの仮設はあくまでも仮設でありまして、次に本物の工事が始まるわけです。ただ私が思うには、色んな手順とか手続きはあるのだろうと思っておりますが、もう少し早く、一日も早く本物を作ることが、これが一番肝要なことだろうと思っております。そうすれば、先ほどの熊原に出しても、相当綺麗な水が出るはずだということになるわけです。どうも長いんですね、工事期間が。そのへんをどういうふうにお考えなのか、以上です。

古市会長： 一点目は、仮設の水処理施設で凝集沈殿と、砂ろ過をやっているけども、活性炭で訳の分からないものを吸着したらどうかというのが一点目。

二点目が、本着の方の水処理施設に時間が掛かり過ぎではないかというお話ですね。もっとどうでしょうかという二点、お願いします。

大日向副参事： 仮設浄化プラントの件につきましては、こういった医療系も出てきたことですので、そういった意味では、今後、活性炭等のことも一緒に考えていければということで、今後の検討としたいと思っております。

二点目でございます。工事期間が長過ぎるのではないかとということでございますが、これにつきましては、一応、我々の方も豊島の水処理施設の処理能力が 65 トンくらいだったと思うのですが、その工期等もお聞きしたのですが、これは大体 13 年 12 月から 15 年 4 月ということで、大体 15 ヶ月はどうしても掛かっているような感じなのです。これらと比較して、我々の方としても若干

量的に、処理能力は倍以上になるわけですが、一応、何とか 15 ヶ月でやりたいと、そういうことで今考えております。

古市会長： はい、ありがとうございました。時間が大分まいってありまして、今のお話、豊島でも 15 ヶ月掛かったということで、出来るだけ早くすることは勿論なのですが、先ほど西垣先生がおっしゃっていただいたように、キャッピングを早くして水量を減らすという話とか、そのへんを併設しながらやっていただきたいと。

それから、やはり何か分からないからという議論は、出来るだけ避けて、水質、原水質の性状をはっきり分析するというのが優先だと思いますので、このへんに力を入れて頂けますでしょうか。

一言だけ？では、西垣さん、お願いします。

西垣委員： 水処理のお話になっていましたが、今のこの水処理、先ほどのご説明で完全にした遮水性とか、ここは地盤が地滑り地盤ですので、そのへんも十分検討してくださいということを、現在もう既に色んな亀裂が入ったりしているようになっているんじゃないかな、ラグーンのもう少し下の所は。ですから、表流水がそこに全部地下に浸透しているような構造になっているような形ですから、是非それは注意して下さい。

古市会長： 仮設も本着も両方ですよ。あそこの水処理施設の場所ですね。そのへんの地盤調査等をしっかりやって下さい、というコメントでございます。

すいません。あと少しまだ資料が残っておりますので、そのへんを先にご説明いただけますでしょうか。あと残っているのが、資料 3 - 1、3 - 2、資料 4 はスケジュールですから、この資料 3 関係はどうなっていますでしょうか。

九戸報道監： 資料 3 - 1、こちらの実施計画案に案をお示し致しまして、田子町の町民からの意見、そして 3 - 2 が二戸市からの意見となっております。こちらの方は、ペーパーをご覧いただくということでお願いを致します。

古市会長： 資料 3 は見ておいて下さいということですね。分かりました。

次は今後のスケジュールのお話ですか。資料 4 にもとづきまして、よろしくお願いします。

九戸報道監： これは 2 ヶ月に 1 回というハイピッチで進めさせていただきますが、その都度、今日のように案件につきまして詳しくご説明をさせていただきますものでご

ざいます。第2回が平成16年1月10日土曜日は如何でしょうか。議題と致しましては、水処理施設、汚染拡散防止壁工法について。不法投棄廃棄物の処理方法について。運搬車両の運行ルート、安全対策について。そしてモニタリングの調査結果についてというものを考えております。

その先まで予定をお話しますと、次は3月末頃を考えております。議題は対策工事の進捗状況の報告。モニタリング調査の結果のご報告。風評被害対策の事業について。そして、年度が変わりますので、平成16年度当初予算の概要についてここではご説明をしたいと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。2カ月に1回位という目途で開きたいということでございます。そうしますと、11月ですから、次は1月ですね。次は3月というふうに。皆様、お忙しい方ばかりだと思いますので、出来たら2回くらい先までをおさえておいた方が安全かなと思います。どちらかということなのですが、出来たら皆さん

(テーブル 2 A面)

熊谷委員： 早くしていただければ、十分我々の方も検討してきますので、説明されてすぐ質問しろというのは、とても難しい話だと思いますので、よろしく一つお願いします。

九戸報道監： はい、今後気を付けます。

古市会長： 今、熊谷さんがおっしゃっていただいたのは非常に重要だと思うのです。大体、最後まで検討してという、良いデータをというのは分かるのですが、それよりも事前に検討していただく方が重要だと思いますので、是非、事前にご準備いただけますでしょうか。

この協議会も長丁場で、大分続く予定ですので、しっかり議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

では土曜日開催ということでよろしいですね。ご了解いただいたということで、1月10日の土曜日と3月27日の土曜日、次回、次次回はこの日程で開かせていただきたいと思います。

時間も少し過ぎておりますので、これくらいで今日の協議会の議論は終わらせていただきたいと思います。

ご意見、何か。

その他をお聞きした上で、それで少しこの協議会としてお願いしたいことを

少しまとめようと思いましたが、工藤委員、お願いします。

工藤委員： 実は、前にもお話したのですが、わだい高原、要するにエリア外の場所なのですが、現場の南側ですが、わだい高原開発農場の農地、あの辺がうちの市長さんも 11 月 6 日に青森県庁の方に伺って要望してくださったということで、私共は非常に感謝しているのですが、そのことについて、ボーリングを 21 箇所ということでお願いしておりましたが、今年度は 5、6 箇所やるというようなお話も伺っております。ですから、やはりあの場所、実際に何が入っているのか分からないという状態なのですが、それをやはり早急にきちんとした形でやっていただくということは、何も無ければこれは最高に嬉しいわけです。そうするとやはり、田子町の方でもやはり、日本一のニンニクというブランドもありますし、今はもう田子牛も随分評判が良くなっております。ただ、ああいう、万が一おかしいんじゃないかという、あの場所で放牧された牛を食べるということはやはり、皆さん心配だと思いますので、そういう風評被害が出ると思いますので、早急にわだい高原開発農場の方で許可をして、本当はもうボーリングということで何とか、ということだったのですが、うちの方とすれば、2 m くらい掘っていただければ、それが一番この通り安全なんだよと。あんた方見てくれ。こんなにきちんとしたやり方をしても出ないんじゃないか。そうした方が、むしろ安全というものは保障されると思うのです。後ろ向きのような態度をとられるのではなく、やはり埋めていないというのであれば、一番簡単なわけじゃないですか。そういうことをやはりじっくりと考えて、やっていただきたいと。出ないということは、うちらも本当に嬉しいわけです。仮に隠して出たとすれば、隣りでありまして、なるべくであればそういう喧嘩はしたくないし、丸く収めたいというのが私共の考えなのです。

一昨日の夜も、役員会を開いたのですが、「工藤、お前委員なんだから、行ったら絶対これだけは言ってきてくれ。そして田子町でも安心する、うちの方でも安心出来る。そういうふうな状況に持ち込むようにして欲しい」こういうふうなことを言われてきましたので、田子の町長さんも傍におられますけども、一つ前向きに考えていただきたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

古市会長： 今、工藤委員がおっしゃったのは、今、対象地域の南側の牧草地の部分ですね。その安全性を少し調査して欲しいと。そのへんは如何でしょうか。前からこういうご要望はあったようなのですが。

大日向副参事： 実際今、我々の方でも色々わだい高原さんの土地ですので、いわゆる農

事組合になっておりまして、理事会を開いて、理事会の方で決定しないとまずいということと言われております。ただうちの方としても、21 箇所の要望がございましたので、予算的なこともございまして、3 年でやるようにしたいということで、ご説明はしてありました。

ただ、今後共、農場の方にも我々の方から調査のお願いをさらにやっていきたいと考えております。

古市会長： ということは、了解さえ得られれば調査をしたいということですね。
はい、ありがとうございました。

工藤委員： ありがとうございました。

古市会長： 畠山さん。

畠山委員： 時間の無いところ、大変申し訳ありません。

私の今申し上げたいことは、県の方々が、私は田子町でございしますが、うちの方に何回となく足を運んで協議の場を持っていただきました。それに対しては大変感銘感謝をするわけでございます。

昨日の新聞、今日の新聞、同じようなことだと思いますが、医療廃棄物というふうなこと、私共田子町では、県の方々にお出でになる際、再度土壌の検査といいますが、それはちょっともう少し厳しくやっていただきたいということは何回となくお願いをしておきました。県側の方では、私の記憶によりますと、廃棄物は 67 万立方なんだと。そして特管相当の廃棄物、いわゆる今出てきているようなものは、33 万というふうな数字はいっこうに変わらせることもなく、変わらないというふうな、断言はしませんでした。そういうふうな今までお聞きをしておりました。

ところがその結果、実際それを掘ってみますと、18 箇所掘って 16 箇所からそのようなものが出ています。さらに今後 30 箇所掘る予定です、というふうなことが新聞等で報道になっておりますので、やはりこの地元の我々がお願いをしたならば、ただ聞いて耳を通すだけではなく、実際、説明に言っているものと違うと思しますので、協議というふうなことになりますと、お互いの話を聞きながら、さらに応えなければならないものには応えと。また、やらなければならないものはやるんだ、というふうな形で今後共、県の方々に再度強く、今日の先ほどの説明によりますと、原状回復にあつて住民の意見等を反映させる措置となっております。原状回復対策推進委員会の定期的な開催や、地域の住民説明会を行い、関係者の理解を求めると。これは、お互いに話し合ったら

そういうふうなことを再度検討して、住民の我々、地元の声も十分反映させていただきたいと、そのようなことを一点申し上げ、お願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

古市会長： はい、ありがとうございました。

この協議会では、特に地域住民の方々との信頼関係を構築するというのを最上位の目的にしておりますので、そのへんは是非、県の方も今お話がありましたように、医療系廃棄物についての調査等、さらに詳しくやっていただきたいということだろうと思います。

これでまとめに入りたいのですが。宇藤さん、工藤さん、小原さんの方から同じように医療系の廃棄物について、しっかり調査してください、そのリスクも評価してください、というご要望がありましたので、これについてはしっかり県の方でご対応をお願いしたいと思います。

それから色々、それに関係します水処理のあり方とか、処理施設の立地の問題とか、沢山ご意見をいただきましたので、このへんは議事録が残っておりますので、そのへんをまたチェックしていただいて、また対応していただけたらと思います。

一応、実施計画案、これは近々お出してして、岩手県との整合をとりながらやることになっておりますが、今日も出ておりますが、二戸市、田子町さんからの方のご意見もありますし、そういうものを踏まえ、また、県の環境審議会のご意見等を踏まえ、お出しになると思います。まだちょっと時間がありますので、1週間か10日くらいあると思いますので、またお気付きの点がありましたら、協議会の委員の皆様方からのご意見を個別にまた事務局にお出しいただければと思います。

ということで、事務局さん、よろしいですか。まだちょっと時間がございますよね。その間にまたご意見がくるかも分かりませんので、よろしくご対応をお願いします。

それでは私の役目はこのへんで終わりですので、マイクを事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

司 会： 長時間にわたりまして、古市会長には議事進行、そしてまた皆様方にはご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

閉会にあたりまして、蝦名副知事よりご挨拶を申し上げます。

蝦名副知事： 長時間にわたりまして貴重なご意見、大変ありがとうございました。

医療系の廃棄物が大変増えたということでございまして、これに対するご心

配が大変寄せられました。私共も、専門家とよく相談しながら、そういう細菌性のものについてはどういうものなのか。あるいは土壌の成分等についても分析をし、そしてそれを公表し、そしてどういうふうにすれば良いかも含めて、今後検討課題として持ち帰っていきたいと思います。

それから水処理につきましても、大変色んな意見が出ました。その水処理のことについても、水処理というのは非常に大切だ私も感じているわけでございますので、当然放流ということになりますと、馬淵川の水系というものを守るということでもありますから、私共としてもそれに十分配慮しながら、今後色んな方法を実施していきたいと考えております。

いずれに致しましても、実施計画につきましては、出来るだけ早く国の方に提出し、そして出来るだけ早くその事業に着手をしていきたい。それから情報公開につきましては、県庁として、いわゆる対策室に報道監というものを初めて設けたのも、情報公開を徹底するという意味でございます。これは三村知事が最も大切だと言っているわけでもありますから、私としては、出来るだけ、私は本当は1週間に1回くらい定期的に実施状況、あるいはモニタリングの調査結果、あるいは工事の実施状況等について、田子の住民並びに県民の皆さん等に情報公開を徹底しながら、そして住民の理解を得ながら進めていきたいという考え方でございますので、これからも何卒ご理解をいただきますようよろしく申し上げます。

本当に本日は忙しい中、ありがとうございました。

司 会： 以上をもちまして、本日第1回目の協議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。